

調布市地域包括支援センター運営業務
委託事業者候補選定プロポーザル

【実施要領】

令和元年6月

調布市福祉健康部高齢者支援室

1 目的

この要領は「調布市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき，調布市地域包括支援センター運営業務委託事業者候補選定について必要な事項を定めるものとする。

2 実施までの経緯及び業務の目的

(1) 経緯

複合的な課題を抱えるケースなど，地域福祉コーディネーターや地域支え合い推進員，民生委員等，地域における他分野の関係機関が連携し支援を進めて行くことが重要であることから，第7期調布市高齢者総合計画において日常生活圏域を市内の8つに区分した新たな福祉圏域に合わせる事となった。

これに伴い，地域包括支援センターの担当区域についても新たな福祉圏域と合わせる事とし，小学校区を基礎とした8つの圏域（中学校区規模）毎に地域包括支援センターを配置していく事とした。

(2) 目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより，地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として，地域において包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関である地域包括支援センターの運営を委託するものである。

3 担当地域

別紙1のとおり

4 業務内容

法人が市内を8つに区分する担当地域内に専用の事務所又は専用の事務スペース及び独立した面接相談スペースを設け，電話やファクシミリなどの通信設備や自転車等の移動手段を整備し，次の

(1)から(4)の業務を行うものとする。なお、本業務にあたっては、市が設置する電算システムを使用することとし、そのために必要な設備を整備するものとする。

- (1) 介護保険法第115条の47第1項に規定のある包括的支援事業
- (2) 指定介護予防支援業務（介護保険法第8条の2第16項）
- (3) 見守りネットワーク事業
- (4) その他仕様書に定める業務（別紙仕様書概要版のとおり）

5 業務時間

業務時間は原則として次のとおりとします。

(1) 業務日

業務日は毎週月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月30日、同月31日を除くものとする。

(2) 業務時間

月曜日から金曜日については午前9時から午後6時まで、土曜日については午前9時から午後5時までとする。

(3) 電話対応

電話対応については、業務日及び業務時間にかかわらず、24時間の相談及び対応体制をとることとする。

(4) その他

前各項を超える業務を行う場合は、委託者と協議の上行うものとする。

6 業務期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

- (1) 支援センターの運営状況が良好と認められ、予算について市議会で議決された場合に限り、業務期間以降の契約を更新する。

なお，契約は単年度ごととする。

7 予算の目安

別紙 1 のとおり

8 実施形式

公募型プロポーザル方式

9 参加資格

平成 31 年 4 月 1 日現在，法人格を有し，かつ次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 調布市が指定する地域（「3 担当地域」参照）に事務所を設置できること。

なお，指定する地域のうち E 及び H については，主たる事務所と別に令和 3 年 4 月 1 日から，三職種（保健師，主任ケアマネジャー，社会福祉士（いずれの職種も準ずる者を含む））を配置した相談窓口（ブランチ又はサブセンター）を設置すること。

- (2) 東京都内に事業所本部又は事業所を有し，次のア～オのいずれかに該当すること。

ア 社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人

イ 医療法第 39 条に規定する医療法人

ウ 一般社団法人及び一般財団法人

エ 公益社団法人及び公益財団法人

オ 株式会社

- (3) 法人として，東京都内で次のいずれかの事業所（施設を含む。）の運営実績があること。

ア 介護保険法に基づく地域包括支援センター（ブランチ・サブセンターは除く。）

イ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

ウ 介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所。ただし、福祉用具貸与・販売の事業所を除く。

(4) その他

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

イ 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者でないこと

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立をしている者でないこと。

オ 法人税，消費税及び地方消費税，法人事業税，法人市民税に滞納がないこと。

カ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者でないこと。

キ 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと及び市の暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

10 募集内容

(1) 募集方法

市のホームページ・高齢福祉担当窓口を通じて募集する。

(2) 申込方法

業務を委託する担当地域は、別紙1のとおり8つの担当地域に分かれており、事業者は担当地域2つまで申込できるものとする。

「11 参加申込書等の提出」に基づき、調布市が指定した期間に必要な提出書類を用意し、高齢者支援室高齢福祉担当に直接持

参し，提出すること。

なお，提出の際は，事前に電話連絡をすること。

11 参加申込書等の提出

参加申込にあたっては，応募申請書に記載のある担当地域から選択（1事業者につき，担当地域2つまで応募可）し，必要書類とあわせて期間内に提出すること。

(1) 提出書類

担当地域への応募数に関わらず，提出書類については，1事業者につき1部の提出とする。

ア 応募申請書（様式1）

イ 法人の概要（様式2）

ウ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

エ 法人税，消費税及び地方消費税，法人事業税，法人市民税の各納税証明書（最新のもの）

オ 業務実績調書（様式3）

地域包括支援センターの受託実績がある場合は優先し調書を作成すること。

カ 決算書（直近3年間）

(2) 提出期間

令和元年6月24日（月）から7月5日（金）

午前9時から午後5時まで（土曜，日曜は除く。）

(3) 参加資格の審査及び審査結果の通知

応募事業者の参加資格を審査し，当該審査の完了後，令和元年7月11日（木）に応募事業者全員に対してそれぞれの審査結果を書面にて通知発送する。また，書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

(4) 審査結果に関する問い合わせ

参加資格を満たしていないと判断された事業者は，その理由について令和元年7月17日（水）までに，書面にて説明を求める

ことができるものとする。

12 企画提案書提出

参加資格の審査により，参加資格を満たすと判断された応募事業者は，調布市が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数用意し，持参により，提出すること。ただし，副本については，イ～カのみ提出し，企業名・住所がわからないようにマスキング等すること（副本については複写可）。

下記(1)アについては1部，(1)イからカまでは順番にフラットファイルに左綴じし，また，項目ごとに，イ～カのインデックスを付けたものを提出すること。

(1) 提出書類（原則 A 4 サイズ）

ア 企画提案申請書（様式 4）

イ 法人が実施している介護サービスの状況（様式 5）

ウ 地域包括支援センター運営企画提案書（様式 6）

エ 地域包括支援センター設置計画書（様式 7）

オ 職員配置計画書（様式 8）

カ 見積書（令和 2 年度分）（様式 9）

(2) 提出部数

各正本 1 部，副本 7 部

(3) 提出期限

令和元年 7 月 22 日（月）から 7 月 30 日（火）

午前 9 時から午後 5 時まで（土曜，日曜は除きます。）

(4) 提出書類の作成に当たっての留意事項

(1)に掲げる提出書類の作成に当たっては，下記の内容及び各書式に記載する内容に留意し作成すること。

ア 設置計画書

(ア) 担当地域の申込みが 2 地域となる事業所については，それぞれの地域毎の計画書を作成すること。

(イ) 担当地域の E 及び H については，主たる事務所と別に設

置する相談窓口（ブランチ又はサブセンター）の分についても計画書を作成すること。

イ 人員の配置

- (ア) 包括的支援事業等を適切に実施するため、地域包括支援センターに原則として「保健師その他これに準ずる者」、「社会福祉士」、「主任介護支援専門員」を配置し、併せて管理者（センター長）を配置すること。管理者は、上記の専門職との兼務を可能とする。
- (イ) 指定介護予防支援業務を適切に実施するため、必要な人員を配置すること。
- (ウ) 見守りネットワーク事業の担当者として専任者を配置すること。
- (エ) その他仕様書に定める業務を実施するために必要な人員を配置すること。

13 委託料について

(1) 委託料の額

別紙に示す委託料の目安は、市が積算した金額を示すものであり、委託金額については、予算見積書の金額を勘案し、事業者との調整により決定する。

なお、予算額の目安のうち新たに事務所を設置（又は移転）する場合の費用として、開設準備費（上限 70 万円）を含む。

(2) 委託料の精算

委託料は概算払いとし、毎年度終了後 4 月に精算を行い、不用額は市に返納することとする。

なお、指定介護予防支援業務に係る介護報酬については、総額から事務経費等を除いた残額を、法人が地域包括支援センター職員に支払う人件費に充当して、精算することとする。

(3) その他（参考）

現在、地域包括支援センター業務の委託契約を締結している

法人と市の間で、委託料を算定するにあたっての内訳は、おおむね次のとおり。

ア 人件費

市が必要と認めた人件費は全額、市の委託料で負担とする。ただし、精算の際には13(2)の記載のとおり介護報酬の総額から事務経費等を除いた残額を人件費に充当して精算する。人件費として認めるものは概ね次のとおり。

- ・ 給料賃金，各種手当（残業手当，資格手当等）
- ・ 賞与
- ・ 通勤手当
- ・ 社会保険料の事業主負担分（健康保険料，年金保険料，雇用保険料等）
- ・ 研修参加費
- ・ 福利厚生費（市が認めたものに限る。原則，職員の慰労・親睦活動費，冠婚葬祭費，飲食費等は対象外。）

イ 事務所借上料

調布市が必要と認めた事務所の借上料は全額，委託料に含む。

ウ 事務費

事務費は，284万円（内24万円は，見守りネットワーク事業用事務費）を上限とし，調布市が必要と認めた金額とする。

14 質疑応答

質疑のある事業者は，指定した質問書に質問事項，担当者氏名，電話番号，電子メールアドレス，参加資格又は企画提案のいずれに関する質疑かを明記の上，市が指定する期間内に，福祉健康部高齢者支援室高齢福祉担当へ電子メールで提出すること。

参加資格に関する質疑については令和元年7月2日（火）を，

企画提案に関する質疑については令和元年7月19日(金)を期限として受付。

質問についての回答は、随時調布市ホームページに掲載するとともに、電子メールにより質疑をした事業者へ連絡する。

15 審査概要

(1) 審査委員会

調布市地域包括支援センター運営委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案の審議を行う。

(2) 委員会構成

- ア 調布市高齢者福祉推進協議会顧問 1人
- イ 調布市地域包括支援センター運営等協議会会長 1人
- ウ 調布市地域包括支援センター運営等協議会副会長 1人
- エ 調布市福祉健康部長 1人
- オ 調布市福祉健康部福祉総務課長補佐 1人
- カ 調布市福祉健康部高齢者支援室長 1人
- キ 調布市行政経営部政策企画課主幹 1人

(3) 審査方法

ア 評価

委員会は、応募事業者から提出された企画提案書等及び応募事業者によるプレゼンテーションを審査し、別に定める評価項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

イ 一次審査（書類選考）

参加資格を満たすと判断された応募事業者が、担当地域毎に3者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位各2事業者までをプレゼンテーションの審査の対象とする。

(7) 一次審査の結果通知

一次審査の結果は、全応募事業者に対し、令和元年8月

22日（木）に書面にて通知（発送）する。また、併せて電子メールでも通知する。

(イ) 結果に対する問い合わせ

一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について令和元年8月28日（水）までに、書面にて説明を求めることができるものとする。

ウ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位2事業者（参加資格を満たすと判断された応募事業者が1担当地域について2者未満であった場合は、参加資格を満たす全応募事業者）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。

一事業者のプレゼンテーションについては、担当地域の応募数に関わらず、一回のプレゼンテーションを行うこととし、その際、プレゼンテーションにあたっては、企画提案申請書の添付書類を作成した責任者が必ず出席すること。

また、事業者は、下記評価基準の順序どおりに説明するとともに、法人経営に携わる者及び当該業務の主たる担当を予定する職員が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。

エ 評価基準

以下の視点を踏まえ別途審査基準・採点票を作成し、評価を行うものとする。

(ア) 法人の概要・実績，安定性

- a 法人の運営理念
- b 高齢者福祉事業等の実績
- c 法人経営の安定性・継続性

(イ) 地域包括支援センターの運営について

- a 運営の基本方針
- b 事務所の設置計画について
- c 人員配置計画について
- d 運営体制について

- e 包括的支援事業の実施計画について
- f 指定介護予防支援事業について
- g 地域包括ケア推進への取組みについて
- h 収支計画と見積りについて

オ 選定方法

- (ア) 各委員は、評価得点の高いものから応募事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の応募事業者において評価得点と同点のときは、各委員は総合的な評価により、当該応募事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した応募事業者を委託事業者として選定する。

なお、複数の応募事業者において第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該応募事業者において第2位の順位獲得数の多い応募事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該応募事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い応募事業者を上位とする。

- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は第2位の順位以下についても順位を定めるものとする。
- (オ) 委託事業者候補選定後、上位の応募事業者が辞退又は無効となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

カ 最低基準

委託事業者候補の選定にあたっては、評価得点に最低基準を設け、応募事業者の評価得点が基準に満たないときは、当該応募事業者を委託事業者候補として選定しない。

キ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

ク 委託事業者の決定

市長は、前項目の報告に基づき調布市地域包括支援センター運営委託事業者候補を決定する。

ケ 選定結果の通知

(ア) 結果通知

プレゼンテーション審査を行った全応募事業者に対し、選定結果を書面にて通知（発送）する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

プレゼンテーション審査により選定されなかった応募事業者は、審査結果について令和元年9月27日（金）までに、書面にて説明を求めることができるものとする。

16 日程（予定）

日時（令和元年）	内容
6月24日（月）～7月5日（金）	募集要項のホームページ掲載・応募書類窓口配布
6月27日（木）	参加資格に対する質疑提出期限
7月2日（火）	参加資格に対する質問回答期限
6月24日（月）～7月5日（金）	応募申込提出期間
7月11日（木）	参加資格審査決定・参加資格審査結果の通知発送
7月11日（木）～7月17日（水）	結果に対する不服申し出期間
7月19日（金）	企画提案に対する質疑提出期限
7月23日（火）	企画提案に対する質問回答期限
7月22日（月）～7月30日（火）	企画提案書提出期間
8月16日（金）	一次審査（書類審査）
8月22日（木）	一次審査（書類審査）の結果送付
8月22日（木）～8月28日（水）	結果に対する不服申し出期間
9月2日（月）～9月11日（水）	二次審査（プレゼンテーション審査）
9月18日（水）	二次審査の結果送付

17 情報公開及び情報提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として、市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供をするものとする。

ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び、法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容，方法等

本プロポーザルの募集内容，選定結果について，ホームページ等で公表する。

ただし，候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

18 その他

(1) 1事業者からの申込みは担当地域2つまでとする。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合は，本件の参加を無効とする。

ア 「9 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合

イ 提出書類が提出期限後に到達した場合。ただし，勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

ウ 必要な提出書類が揃っていない場合（必要事項が未記入，押印がないものを含む）

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

カ 談合その他不正行為があった場合

キ 書類等の提出，回答，報告等，市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

- (3) 応募に際して要した費用は応募者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルは，あくまでも当該業務の相手方となる候補者を選定するものである。
- (5) 本プロポーザルは，専門性の高い事業者を選定するものであるため，委託事業者選定後，双方の協議のうえ業務の詳細についての仕様を定める。
- (6) 提出された書類は返還しない。
- (7) 提出期間終了後の提出書類の修正及び追加は認めない。
- (8) 本事業は，調布市議会において，予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は，本事業は実施しない。
- (9) 本事業は，単年度契約を1回更新することを予定しているが，次年度以降については，履行状況，予算状況等を勘案して更新しない場合がある。

19 問い合わせ先（事務局）

調布市福祉健康部高齢者支援室

高齢福祉担当支援センター係 担当：田澤・古舘

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 2階

電話：042-481-7150 FAX：042-481-4288

Eメール：kourei@w2.city.chofu.tokyo.jp